

# 八戸市農業委員会 11 月総会議事録

日時：令和元年 11 月 12 日（火）午後 2 時 10 分

場所：八戸市庁別館 2 階会議室 C

## 出席委員

農業委員 18 名中 18 名

1 番 三浦 豊 出	2 番 籠田 悦子 出	3 番 木村 武美 出	4 番 馬場 豊 出
5 番 ー	6 番 内沢 豊 出	7 番 谷地 秀典 出	8 番 村上 正憲 出
9 番 西野 茂雄 出	10 番 明戸 政勝 出	11 番 山内 光興 出	12 番 加藤 浩幸 出
13 番 松橋 剛志 出	14 番 寺沢 和則 出	15 番 赤坂 英夫 出	16 番 阿達 福壽 出
17 番 狛守 文宏 出	18 番 長根 昭男 出	19 番 中村 正記 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 20 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 坂下 彌一 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 澤向 敏一 出	6 番 清川 新一 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 欠
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 欠
13 番 橋 由正 出	14 番 荒川 喜一郎 出	15 番 高橋 勝男 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 金谷 由松 出	18 番 坂 文雄 出	19 番 松倉 賢六 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

## 職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農政 GL）村上 司、農地 GL 川名 雅之、  
主幹 大里 知矢、技師 深堀 成美、技能技師 小笠原 衛、主事 寺地 圭次

上村事務局長

それでは、総会を開会いたします。

本日は、田中忠二推進委員、下館敏推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

上村事務局長

次に、本日の議案のうち議案第 54 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認につきましては、農業委員が当事者となっている事案がございます。当事者となっている委員につきましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の説明の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

上村事務局長

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

今年も残すところという台詞が当てはまる時期になりました。後、この憲章を言うのも今日と次回の 2 回となりました。元気に唱和をお願いします。

**【憲章唱和】**

上村事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は皆様大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。まず、最初に台風 19 号の豪雨で被災されました方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。そういう大変な時期でしたけれども、先月 23 日から 25 日に視察研修ということで、石巻市のデ・リーフデ北上、鶴岡市の庄内こめ工房、秋田市の平沢ファームに行ってみりました。直に施設を見学したり、説明又は、お話

を受けることで、資料だけではわからない御苦労や代表の思い情熱を感じることができました。本日は、協議案件で視察についてを取り上げておりますので、様々な感想をいただければと思います。また、今月 21 日に青森県農業委員会大会が行われますので、皆様、出席いただきますよう、よろしく申し上げます。それでは、本日の議事についても慎重に審議をしていただきますようよろしく申し上げます。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、9 番 西野 茂雄 委員、10 番 明戸 政勝 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 49 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

三浦（勝）委員

三浦から報告します。去る 10 月 30 日、赤坂農業委員と市庁別館 7 階会議室

Bにおいて、番号 35 番と 36 番、45 番を調査してまいりましたので報告します。

番号 35 番と 36 番は渡人の違う隣接した申請地を、同一の受人が貸借するという案件ですので、一括して報告します。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 35 番、36 番

調査には、受人は本人が、渡人は 35 番は本人が、36 番は代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。いずれも、態様別は 5 年間の使用貸借で、申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、ねぎです。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 3 km で、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 1 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 5 人、女 2 人で、うち農業専従者は男 2 人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、動力噴霧器を各 1 台導入予定です。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

澤向委員

澤向から報告いたします。去る 10 月 30 日、狛守農業委員と、市庁別館 7 階会議室 B において、番号 37 番と 38 番を調査してまいりましたので報告します。

番号 37 番と 38 番は、申請者が同じですので、一括して報告します。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 37 番、38 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は、37 番は贈与、38 番は 5 年間の使用貸借です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足です。申請地における貸付けはありません。譲受人は 65 歳以上ですが、同居の息子が後継者としております。申請地における譲受人の作付計画は、37 番はキャベツ、38 番は水稻です。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は、37 番は 2.5 km、38 番は 3 km で、耕作道あり。受人の耕作地は、37 番はあり、38 番はなし。農地集団化あり、宅地化

なし、休耕地・山林地なし。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、トラクターと田植機各1台を渡人から借用して使用するそうです。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

河原木委員

河原木から報告いたします。去る10月30日、狛守農業委員と市庁別館7階会議室Bにおいて、番号39番を調査してまいりましたので報告します。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条39番

調査には、両者とも本人が出席しました。受人と渡人の関係は特にありません。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。譲受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は10km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なし。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター、トラック、ハーベスター、田植機、バインダーを各1台、耕運機を2台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

荒川委員

荒川から報告します。去る10月30日、赤坂農業委員と市庁別館7階会議室Bにおいて、番号40番から44番までを調査してまいりましたので報告します。

番号40番から44番は渡人の違う隣接した申請地を、同一の受人が取得するという案件ですので、一括して報告します。

この案件は、親から兄妹それぞれに相続した土地について、管理が難しくなったため、長男に戻すという案件です。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 40番～44番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は40番から42番、44番は兄妹、43番は姪だそうです。いずれも、態様別は贈与で、申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、ながいもです。受人は65歳以上ですが、同居の息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約3kmで、耕作道はありませんが、受人の世帯員の所有地を通り、公道に通じています。受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、耕運機、軽トラック、草刈機を各1台所有しています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

三浦（勝）委員

3条 45番

再び、三浦から報告いたします。番号45番ですが、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は贈与で、申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、受人は平成29年10月に、畑を手放していますが、当時は母親が病気になってしまい、労力不足となっていました。現在は畑作業ができる状態に回復したため、今回、田を取得するそうです。通作距離は約1kmで、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女3人で、うち農業専従者は女2人、兼業者は男2人です。農機具保有状況は、トラクター、2tダンプ、4tトラック、噴霧器、スプレイヤーを各1台、軽トラックを2台、乗用草刈機3台を保有しており、田植機とコンバインは知人から借用するそうです。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないもの  
と考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第50号、令和元年度第7号八戸市農用地利用集積計画  
の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

大里主幹

事務局の大里から、議案第50号、令和元年度第7号八戸市農用地利用集積計  
画の決定についてを御説明いたします。

資料5ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借4件となっております。借り手及び貸し手の人  
数につきましては、借り手3名、貸し手4名で、利用権設定面積は36,557㎡で  
ございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表  
示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借  
するもので、賃借料につきましてはもみ30kg10袋です。

利用集積 2 番 番号 2 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、6 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間 20,000 円でございます。

利用集積 3 番、4 番 番号 3 番と番号 4 番は、あおり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、番号 3 番は 10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間 5,000 円でございます。番号 4 番は 3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間 10,000 円でございます。

公告年月日は、令和元年 11 月 18 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4 会長 次に、日程第 4、議案第 51 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

大里主幹 事務局の大里から、議案第 51 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを御説明いたします。



資料7ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借2件となっております。借り手の人数につきましては2名で、利用権設定面積は27,201㎡でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の農用地利用集積計画、番号3番、番号4番に関連する事案となります。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料は、10a当り年間5,000円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

配分計画2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料は、10a当り年間10,000円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第5  
会長

次に、日程第5、議案第52号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

狛守委員

狛守から報告します。去る10月30日、赤坂委員と市庁別館7階会議室Bにおいて、番号19番を調査してまいりましたので報告します。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条19番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は21年間の賃貸借です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和元年12月10日から令和元年12月30日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、土地改良区区域外、埋蔵文化財区域外です。被害防除措置として、申請地周囲をフェンスで囲み、道路への雨水流出防止設備を設置します。立地条件は、八戸工業大学から北東側約870mに位置し、農地・原野に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は、水はけと土質が悪いため、作物が育ちにくく、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

以上、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

赤坂（英）委員

赤坂から報告します。去る10月30日、狛守委員と市庁別館7階会議室Bにおいて、番号20番、21番を調査してまいりましたので報告します。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条 20番

20番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は親子だそうです。態様別は贈与です。転用目的は住宅1棟建築です。実施計画は、令和元年11月30日から令和2年3月31日。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可が必要ですが、事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、浄化槽と浸透枡を設置し、敷地内はアスファルトと砂利を敷きます。立地条件は、八戸市立多賀台小学校から南西側約580mに位置し、農地と宅地に囲まれ、市道に接続しております。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、受人所有の土地がなく、実家近くの土地を検討したところ、申請地しか条件に合わなかったためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条 21番

続きまして、21番ですが、調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。転用目的は住宅1棟と物置1棟建築です。実施計画は、令和元年12月15日から令和2年4月30日。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可が必要ですが、事前相談済み、埋蔵文化財区域外、浅水・七崎土地改良区から適当であるとの意見書が提出されています。被害防除措置として、排水は集落排水の下水道へ接続します。立地条件は、八戸市立豊崎小学校から東側約400mに位置し、宅地に囲まれ、市道に接続しております。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、受人の自宅及び敷地が県道八戸環状線道路の事業用地として買収されるため、その代替地として自宅近くの土地を検討したところ申請地しか条件に合わなかったためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

松橋委員 19番についてお伺いします。地域の農地なので、21年間の賃貸借ということですが、因みに、差し支えなければ年間の賃借料は幾らか教えていただけないでしょうか。

深堀技師 年間の賃借料は6万円となっております。

会長 よろしいですか。

松橋委員 はい。

会長 他にございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。  
委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御異議なしと認めます。  
よって本案は承認することに決しました。

日程第6  
会長 次に、日程第6、議案第53号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。  
それでは、事務局から説明願います。

小笠原技能技師

事務局小笠原から、議案第 53 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について御説明いたします。

今年度の荒廃農地調査により、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地「B分類」と思われる農地について、総会において農地・非農地の判断をしていただき、非農地と決定された土地については、農地台帳からも除き、以後、農地として取り扱わないこととするものです。荒廃農地の判断基準では、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの」とされています。

それでは、内容について御説明いたします。資料の 11 ページから 15 ページにわたる荒廃農地関係資料一覧表を御覧ください。今回判断していただく土地は、7月26日から9月20日までの間に、5回調査した農地のうち、非農地と思われる土地 124 筆、約 27.5ha でございます。別冊の現地写真及び位置図とともに御覧ください。

荒廃農地 1 番  
～23 番

番号 1 番から 23 番までは、7月26日に狛守委員、坂委員により現地を調査した土地で、番号 1 番から 4 番は位置図では「A」付近の南郷・頃巻沢地区で、現地写真は 1 ページの 1 番から 2 ページの 4 番です。番号 5 番から 23 番は位置図では「A」付近の南郷・島守地区で、現地写真は 2 ページの 5 番から 8 ページの 23 番です。

荒廃農地 24 番  
～48 番

次に、番号 24 番から 48 番までは、8月2日に長根委員、金谷委員、松倉委員により現地を調査した土地で、位置図では「A」付近の南郷・島守地区で、現地写真は 8 ページの 24 番から 16 ページの 48 番です。

荒廃農地 49 番  
～69 番

次に、番号 49 番から 69 番までは、8月30日に明戸委員、齋藤委員、森庄次郎委員により現地を調査した土地で、番号 49 番から 51 番は位置図では「B」付近の南郷・泥障作地区で、現地写真は 17 ページの 49 番から 51 番です。番号 52 番から 69 番は位置図では「B」付近の南郷・市野沢地区で、現地写真は 18 ページの 52 番から 23 ページの 69 番です。

荒廃農地 70 番  
～105 番 次に、番号 70 番から 105 番までは、9 月 6 日に村上委員、寺沢委員、上明戸委員により現地を調査した土地で、位置図では「B」付近の南郷・中野地区で、現地写真は 24 ページの 70 番から 35 ページの 105 番です。

荒廃農地 106 番  
～124 番 次に、番号 106 番から 124 番までは、9 月 20 日に内沢委員、赤坂英夫委員、森光男委員により現地を調査した土地で、番号 106 番から 118 番は位置図では「B」付近の南郷・大森地区で、現地写真は 36 ページの 106 番から 40 ページの 118 番です。番号 119 番から 124 番は位置図では「B」付近の南郷・泉清水地区で、現地写真は 40 ページの 119 番から 42 ページの 124 番です。

以上、御説明いたしました土地は、いずれも森林・原野化が著しく農地への復元は困難な土地との意見でした。つきましては、この 124 筆の土地について、非農地として判断することをお伺いするものです。なお、今回、非農地と判断された土地につきましては、農地台帳上、非農地として取り扱われますが、登記簿上の地目につきましては、所有者が変更登記をする必要がある旨申し添えます。

また、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃お忙しい中パトロールに参加していただきましてありがとうございました。荒廃農地のパトロールについては、これからもよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。  
委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御異議なしと認めます。

よって本案は非農地として判断することに決しました。

日程第 7

会長

次に、日程第 7、議案第 54 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認についてを議題といたしますが、本議案の中には、法人の役員として、私が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間の議事進行は、馬場会長職務代理者をお願いし、私は退室いたしたいと存じます。

(会長退室)

会長職務代理者

それでは、事務局から説明願います。

大里主幹

事務局の大里から、議案第 54 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認についてを御説明いたします。

まずはじめに、資料とは別にお配りしております、議案第 54 号参考資料と書かれてあります資料を御覧ください。

農地所有適格法人については、農地法第 6 条の規定により、毎年、農地等の権利を有する市町村の農業委員会に、事業の状況等を報告することとなっており、農業委員会では、その報告を基に、農地所有適格法人の要件について、審査を行うこととなっております。

農地所有適格法人の要件ですが、1、組織形態要件として、法人の組織形態が会社法人である株式会社や、農事組合法人などであること。2、事業要件として、直近する 3 か年の農業に係る売上高が、事業全体の売上高の過半を占めていること。3、構成員・議決権要件として、農業関係者が総議決権の 2 分の 1 を超えていること。4、役員要件として、役員の過半の者が、その法人の農業常時従事者であり、かつ、役員又は重要な使用人のうち、1 人以上が農作業に 60 日以上従事するものであること。となっており、農地所有適格法人は、これらの要件をすべて満たす必要があります。

それでは、資料の 17 ページを御覧ください。

今回報告書を提出した農地所有適格法人は、資料に記載のとおり 17 社でござ  
います。なお、番号 17 番の法人は今年度から報告することとなった法人です。  
各法人の事業の種類、総売上高、構成員の総数、役員の総数は資料に記載のと  
おりでございます。

審査の結果、いずれの法人もすべての要件を満たしておりますので、農地所有  
適格法人の要件に適合する旨、御承認のほどよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

会長職務代理者

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長職務代理者

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長職務代理者

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

会長の入室をお願いいたします。

(会長入室)

日程第 8

会長

次に、日程第 8、報告第 48 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出に  
ついては、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願  
います。



寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の10月分でございます。資料の19ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料19ページ番号82番から資料23ページ番号94番までの計13件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあっせんの希望は、ございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第9

会長

次に、日程第9、報告第49号、競(公)売買受適格者の証明願(転用届出)については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局の寺地から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の競(公)売買受適格者証明願の10月分でございます。資料25ページを御覧ください。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号2番、転用目的は宅地分譲でございます。

申請内容、書類ともに適正であり、競(公)売買受適格証明書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長	<p>ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 10 会長	次に、日程第 10、報告第 50 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。
寺地主事	<p>事務局寺地から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条届出の 10 月分でございます。資料の 27 ページをお開き願います。</p> <p>譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
5 条 164 番	番号 164 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5 条 165 番	番号 165 番、転用目的は駐車場でございます。
5 条 166 番	番号 166 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
	次ページをお開き願います。
5 条 167 番～169 番	番号 167 番、番号 168 番、番号 169 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
	次ページを御覧願います。
5 条 170 番	番号 170 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5 条 171 番	番号 171 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5 条 172 番	番号 172 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
	次ページをお開き願います。
5 条 173 番～175 番	番号 173 番、番号 174 番、番号 175 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
	次ページを御覧願います。

5条 176 番

番号 176 番、転用目的は倉庫 1 棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 11

次に、日程第 11、報告第 51 号、農地改良届出についてを議題といたします。

会長

事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。

資料の 33 ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

改良届出 8 番

番号 8 番、着工年月日は令和元年 9 月 6 日で、使用する土の採取場所は長苗代窪田 54 とのことでございます。

届出年月日及び受理年月日は令和元年 10 月 2 日でございます。

改良届出 9 番

番号 9 番、着工年月日は不詳で、使用した土の採取場所も不明とのことです。

届出年月日及び受理年月日は令和元年 10 月 29 日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後3時00分)